

職員の私有車の公務使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（期限付教員以外の臨時的任用職員を除く。）および同条第3項第3号に規定する特別職（以下「職員」という。）が私有車を公務のために使用すること（以下「私有車の公務使用」という。）に関し必要な事項を定めることにより、公務能率の向上および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(私有車の公務使用の制限)

第2条 職員は、旅行命令または外勤命令を受けて出張または外勤する場合において、私有車の公務使用をしようとするときは、あらかじめ別記第1号様式の私有車公務使用登録（変更）申請書により所属長の登録を受けなければならない。

2 職員は、前項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに別記第1号様式の私有車公務使用登録（変更）申請書により所属長の登録を受けなければならない。

3 前2項の規定により登録を受けた場合のほか、職員は、私有車の公務使用をしてはならない。

(私有車の公務使用の承認基準)

第3条 所属長は、前条第1項または第2項の申請があった場合において、その申請について、次に掲げる要件を備えていると認める場合に限り、当該私有車の公務使用に係る登録をすることができる。

(1) 当該私有車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「車検証」という。）に記載されている所有者または使用者のいずれかが当該職員または当該職員の同居の親族であること。

(2) 当該職員の運転による当該私有車の運行によって他人の生命または身体および財物に損害を与えたときの損害賠償について、自動車損害賠償責任保険契約以外の保険契約で、対人賠償保険が無制限の契約金額であり、かつ、対物賠償保険が1,000万円以

上の契約金額の任意保険契約を締結していること。

(3) 当該職員が当該私有車と同種の自動車（道路運送車両法第3条に規定する種別による同種の自動車をいう。）につき2年以上の運転経験を有し、かつ、過去1年以内に道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する事実を理由として懲戒処分を受け、または同法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、もしくは同法第8章の規定により刑事罰に処せられたことがないこと。

(4) 当該職員の職務に関連する業務であり、当該私有車を使用しなければ業務の遂行が非能率的になること。

2 所属長は、前項の登録をしようとする場合においては、車検証、住民票、保険証書、運転免許証等により同項各号に掲げる要件を備えていることを確認しなければならない。

3 所属長は、前2項の規定により私有車の公務使用の登録に係る要件を備えていると認めるときは、別記第2号様式の台帳に記録しなければならない。

4 職員は、前条第1項または第2項の登録を受けた私有車の公務使用をしようとするときは、そのつど、別記第3号様式の承認簿により所属長の承認を受けなければならない。

（損害の賠償）

第4条 職員が前条の規定により承認を受けて私有車の公務使用をした場合において、自己の故意または重大な過失なくして当該私有車に関して損害を受け、その損害の原因について責めに任ずべき者からその損害の賠償を受けることができず、またはその損害の原因について責めに任ずべき者が存在しないときは、市はその損害を補償するものとする。

2 職員が前条の規定により承認を受けて私有車の公務使用をし、第三者に損害を与えたときは、民法（明治29年法律第89号）第715条の規定により、市がその損害を賠償するものとする。

（損害賠償の求償）

第5条 前条の場合において、当該職員に故意または重大な過失がないときは、市は当該職員に対して、自動車損害賠償責任保険等の契約により支払われる保険金の限度において求償するものとする。

2 前条の場合において、当該職員に故意または重大な過失があるときは、市は当該職員に対して、自動車損害賠償責任保険等の契約により支払われる保険金の限度を超えて求償することができる。

(燃料費の支給)

第6条 職員が第3条第4項の規定により承認を受けて私有車の公務使用をした場合は、その走行距離1キロメートルにつき37円の燃料費を支給するものとする。

2 燃料費は、別記第3号様式の承認簿に記載した走行距離を月ごとに合計して支払うものとする。この場合にあつて、合計した距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(事故が発生した場合の措置)

第7条 第3条第4項の規定による承認を受けた私有車の公務使用中に交通事故が発生したときは、道路交通法第72条で定められた応急措置を講じるとともに、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の事故について、職員は、速やかに書面で報告を行うものとする。

(非常時における承認の特例)

第8条 所属長は、災害の発生等非常の場合に限り、第2条の規定にかかわらず、私有車の公務使用を承認することができる。この場合において、第3条第4項および第4条から前条までの規定を適用する。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

2 職員の私有車の公務使用に関する要綱（昭和55年3月31日決定）

は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

私有車公務使用登録（変更）申請書

年 月 日

（所属長） 様

所属・職
氏 名

公務に使用する私有車の登録（変更）について、次のとおり申請します。

運転免許証		交付年月日	
		有効期限	
公務 に 使用 する 私有 車	自動車登録番号または車両番号		
	車名		
	所有者	氏名または名称	
		住所	
		続柄	
	使用者	氏名または名称	
		住所	
続柄			
車検証の有効期間の満了する日			
自動車損害賠償責任保険の有効期限			
任意 保 険	保険期間		
	補償内容	対人賠償保険	
		対物賠償保険	
	運転者の条件		
	保険契約者	氏名	
		住所	
続柄			

備 考

- この申請書には、運転免許証、車検証、自動車損害賠償責任保険証明書および任意保険の証書の写しを添付すること。
- 車検証に記載されている所有者または使用者が申請者の同居の親族である場合は、住民票を添付し、および当該私有車を申請者が公務に使用することについての同意（署名）を得ること。
- 任意保険の保険契約者が申請者の同居の親族である場合は、申請者の運転による上記私有車の公務使用により第三者に損害を与えた場合において、当該任意保険の契約により支払われる保険金を当該第三者に対する補償に充てることについての同意（署名）を得ること。
- 変更に係る申請の場合は、当該変更内容を確認できる書類の写しを添付すること。

私は、申請者が上記私有車を公務に使用することについて同意します。

所有者または使用者の署名（自署）

私は、申請者の運転による上記私有車の公務使用により第三者に損害を与えた場合において、上記任意保険の契約により支払われる保険金を当該第三者に対する補償に充てることについて同意します。

任意保険の契約者の署名（自署）

